

「ハラスメント相談窓口」

会社の未来に

つなげてみませんか？

中小企業も
.....
2022年4月1日から
.....
義務化
.....

外部に相談窓口を依頼した方が良い理由とは

- ・ 内部担当者は同じ職場のため話しにくい。
- ・ 話しにくいので相談がなく、実効性がない。
- ・ 担当者の精神的負担が大きい。など・・・。

担当者に代わって KOMODA LAW OFFICE がお手伝いいたします。

＼ 当事務所を選ぶべきポイント ／



優しく丁寧に
ヒアリング致します！

社労士事務所として多くの企業の労務管理、
弁護士事務所として沢山の紛争を見てきた実績があるため、
リスクを最小限に抑えます。

そのため、相談内容を解決するだけでなく、

今後適切な労務管理ができるようにアドバイスをおこないます。

詳しくは裏面をご覧ください。

サービス内容



KOMODA LAW OFFICE

(1) 契約時に従業員の皆様へお配りする当サービスのご案内と窓口案内カードをご用意いたします。

(2) 従業員のお悩みを、公平な立場よりヒアリングを行い従業員の意向を確認のうえ貴社に報告書を提出いたします。

報告書の内容

- ・ハラスメント相談の相談概要や相談者要望など
- ・会社のハラスメント加害者に対する対応方法
- ・会社のハラスメント被害者に対する対応方法
- ・労使紛争リスク検討結果
- ・人事労務体制に関する原因解消方法

※相談窓口内で解決出来ない場合やトラブル発生の可能性がある場合は社労士や弁護士の観点から適切なアドバイスをいたします。

①お悩み相談

②ヒアリング



相談者(貴社従業員)

窓口案内カード記載の連絡先にご相談ください。

【相談受付時間】 平日 9:00 ~ 19:00
※受付時間外にいただいたお問い合わせは営業時間内に順次対応いたします。

④問題解決

③報告書の提出



貴社

報告書を元に、より良い労働環境へと改善を図ります。

※会社と従業員間で紛争事案に発展した場合、当事務所は両名の代理人に就任することはできませんのでご了承下さい。

基本料金 ▶

11,000 (税込) 円/1ヵ月

◆ 加算料金 **22,000** (税込) 円/1時間

※実際に対応が発生した場合のみ、かかった時間分をご請求
(例：相談時間、報告書作成、報告、その後の対応)

お問い合わせ・ご依頼は

KOMODA LAW OFFICE

弁護士 × 社労士
税理士 × 司法書士

092-433-8711

受付時間 9:00 ~ 19:00/定休日 土・日・祝日

〒812-0011

福岡市博多区博多駅前2丁目20-1

大博多ビル 8F



ハラスメント窓口
弊所 HP はこちら